

全数届出の見直しに伴う取扱いの変更について（函館市）

基本的な対応方針

●感染者の把握

有症状者については、医療機関受診による診療を原則とする
感染者の同居者に対する行政検査を継続実施する

●感染者への対応

発生届対象の感染者：従来どおり、発生届・聞き取り等により詳細な情報を把握し、入院調整・宿泊療養・健康観察・支援物資等により支援

発生届対象外の感染者：医療機関の協力により氏名等最低限の情報を把握し、必要時に迅速に支援

発生届対象者

- ①65歳以上
- ②入院を要する者
- ③基礎疾患あり、かつ、治療薬または酸素投与を必要とする者
- ④妊婦

9月26日発生分
以降の対応

検査キット等での「自主検査陽性」の登録は実施しない
⇒ 自主検査陽性者には医療機関受診を要請

対応項目	（発生届対象の感染者）	（発生届対象外の感染者）
	※現在と同様の運用	※見直し後の新たな運用 （診療時にリーフレット配付）
健康観察・健康相談・急変時対応	聞き取りに基づき、療養者相談センターまたは受診・相談センターにより対応	申出により、療養者相談センターまたは受診・相談センターにより対応
宿泊療養の調整	聞き取り時に希望により調整	申出により、宿泊療養を調整
支援物資の送付	聞き取り時に状況を確認し送付	申出により、状況を確認し送付
同居者のPCR検査	聞き取り時に希望により調整	申出により、PCR検査を調整
療養証明書等の発行	療養終了確認後に全員に送付	国の方針に基づき、療養証明の発行を終了

療養者相談センター：看護師等により療養者に対する健康観察・支援等を行う ⇒ 【9/26新設】
受診・相談センター：24時間対応により、市民からの受診相談・急変時対応を行う